

第1号様式(第6条関係)

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	身体障害者手帳の交付		
根拠法令及び条項	身体障害者福祉法（昭和24年12月26日法律第283号） 第15条第4項		
審査基準	有(第3条第1項に該当する場合を含む。) 無(根拠：第3条第2項第 号に該当)		
	公表 する しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
	【内容】(審査基準を公表する場合のみ記載すること。) 身体障害者福祉法別表 別紙のとおり 身体障害者福祉法施行規則別表第5号 別紙のとおり 身体障害者障害程度等級表の解説(身体障害認定基準)について (平成15年1月10日付け障発第0110001号 厚生労働省社会・援護局保健福祉部長通知) 身体障害認定基準の取扱い(身体障害認定要領)について(平成15年1月10日付け障企発第0110001号 厚生労働省社会・援護局保健福祉部企画課長通知) 身体障害認定基準等の取扱いに関する疑義について(平成15年2月27日付け障企発第0227001号 厚生労働省社会・援護局保健福祉部企画課長通知) 上記身体障害者福祉法施行規則別表第5号及び3通知は、担当課に据え置く		
審査基準 設定年月日	平成25年4月1日	審査基準 最終変更年月日	平成 年 月 日
標準処理期間	有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) 期間(60日) 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)		
標準処理期間 設定年月日	平成25年4月1日	標準処理期間 最終変更年月日	平成29年 4月28日
所管部署	福祉部 障がい福祉課		
備考			

注 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。

身体障害者福祉法

別表(第四条、第十五条、第十六条関係)

- 一 次に掲げる視覚障害で、永続するもの
 - 1 両眼の視力(万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常がある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。)がそれぞれ〇・一以下のもの
 - 2 一眼の視力が〇・〇二以下、他眼の視力が〇・六以下のもの
 - 3 両眼の視野がそれぞれ一〇度以内のもの
 - 4 両眼による視野の二分の一以上が欠けているもの
- 二 次に掲げる聴覚又は平衡機能の障害で、永続するもの
 - 1 両耳の聴力レベルがそれぞれ七〇デシベル以上のもの
 - 2 一耳の聴力レベルが九〇デシベル以上、他耳の聴力レベルが五〇デシベル以上のもの
 - 3 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が五〇パーセント以下のもの
 - 4 平衡機能の著しい障害
- 三 次に掲げる音声機能、言語機能又はそしやく機能の障害
 - 1 音声機能、言語機能又はそしやく機能の喪失
 - 2 音声機能、言語機能又はそしやく機能の著しい障害で、永続するもの
- 四 次に掲げる肢体不自由
 - 1 一上肢、一下肢又は体幹の機能の著しい障害で、永続するもの
 - 2 一上肢のおや指を指骨間関節以上で欠くもの又はひとさし指を含めて一上肢の二指以上をそれぞれ第一指骨間関節以上で欠くもの
 - 3 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの
 - 4 両下肢のすべての指を欠くもの
 - 5 一上肢のおや指の機能の著しい障害又はひとさし指を含めて一上肢の三指以上の機能の著しい障害で、永続するもの
 - 6 1から5までに掲げるもののほか、その程度が1から5までに掲げる障害の程度以上であると認められる障害
- 五 心臓、じん臓又は呼吸器の機能の障害その他政令で定める障害で、永続し、かつ、日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められるもの